

松戸市高齢者保健福祉推進会議会議録

令和 5 年 度 第 3 回

令和5年度第3回 松戸市高齢者保健福祉推進会議

○令和5年11月20日（月曜日）

○出席委員

近藤会長 松山委員 長谷田委員 藤内委員 横尾委員 田尻委員 大住委員
藤井委員 小川委員 渋谷委員 鶴岡委員 石井委員

○オンライン出席委員

坂本委員 結城委員 服部委員 石島委員 荒井委員

○欠席委員

小暮委員 平川委員 高橋委員

○市側出席者

福祉長寿部長

高齢者支援課長 介護保険課長 地域包括ケア推進課長 健康推進課長 福祉政策課長
国保年金課長

高齢者支援課 介護保険課 地域包括ケア推進課 健康推進課

○次第

1 開会

2 福祉長寿部長挨拶

3 議題

「いきいき安心プランⅧまつど」（答申案）について

4 その他

5 閉会

【当日配付資料】

- ・ 会議次第
- ・ 資料 1 いきいき安心プランⅧまつど 素案→答申案への変更点
- ・ 資料 2 いきいき安心プランⅧまつど (答申案)
- ・ 資料 3 令和 5 年度スケジュール

◎開 会

事務局 それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和5年度第3回松戸市高齢者保健福祉推進会議を開催いたします。

◎資料確認

事務局 初めに、資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、会議次第、資料1いきいき安心プランⅧまつど 素案→答申案への変更点、資料2いきいき安心プランⅧまつど（答申案）、資料3令和5年度スケジュール、以上となります。

お手元のない資料等ございますでしょうか。

◎委員の出欠

事務局 それでは、本会議の成立についてご報告いたします。

本日は、小暮委員、平川委員、高橋委員より欠席のご連絡をいただいております。

本日の出席委員は、委員20名中17名の出席でございますので、定足数を満たしております。したがって、松戸市高齢者保健福祉推進会議条例第7条第2項により、会議は成立いたしますことをご報告させていただきます。

◎会議録の公開

事務局 次に、会議と議事録の公開でございますが、当会議は公開の会議となっており、議事録は市の行政資料センターやホームページで閲覧できるようになっております。

議事録につきましては、発言内容を要約して記載し、発言者は個人名ではなく委員と記載しておりますことをご承知おきください。

また、本日も発言される際は、職員がマイクとタブレットをお持ちいたしますので、挙手でお知らせください。

オンラインでご出席の皆さまにおかれましては、聞き取りづらいところ等ございましたら、お申しつけください。

それでは、ここからの進行につきましては、松戸市高齢者保健福祉推進会議条例第7条第1項により、会長にお任せしたいと思います。

会長、よろしくお願ひいたします。

◎傍聴者の報告

会長 それでは、令和5年度第3回松戸市高齢者保健福祉推進会議を始めます。

まず傍聴についてですが、先ほど事務局から説明がありましたように、本会議は公開となっております。

本日の傍聴希望者はおられますか。

〇〇様ほか4人の方から会議を傍聴したいとのことですが、許可してよろしいでしょうか。

(「異議なし」)

会長 では、傍聴者の方はお入りください。

(傍聴者入室)

◎「いきいき安心プランⅧまつど」(答申案)について

会長 それでは、本日の議題に移りたいと思います。

3議題「いきいき安心プランⅧまつど」(答申案)につきまして、説明を事務局からお願いいたします。

事務局 それでは、議題「いきいき安心プランⅧまつど」(答申案)について、ご説明させていただきます。

資料1いきいき安心プランⅧまつど 素案→答申案への変更点に沿ってご説明をさせていただきます。あわせて、資料2いきいき安心プランⅧまつど(答申案)をお手元にご用意ください。

資料1ですが、内容が変わらないものを除き、主な変更点を挙げております。また、素案と答申案のページを並べて比較しております。

それでは、資料1の1ページをご覧ください。

No.1と2は、それぞれ答申案の4ページ及び10ページに該当します。こちらにつきましては、表現の精査による変更となっております。

次に、No. 3は、答申案の33ページ及び34ページの要介護・要支援者数の推移と推計で、推計の元データの更新による変更となります。

なお、国の地域包括ケア見える化システムに5年度実績値が反映された後に数値の確認を行うため、差し替え予定と表記をさせていただいております。

次に、No. 4は、答申案の37ページの事業対象者数の現況と将来推計の一覧表となります。高齢者人口の増加率に合わせた推計に加えまして、前回会議でご指摘をいただいた介護予防・日常生活支援総合事業について再検討するとともに、事業対象者の増加を反映したものととなります。

次に、No. 5は、答申案の51ページが該当となります。こちらにつきましても表現の精査による変更となります。

次に、No. 6は、答申案の63ページの指標で、収入のある仕事に就いている人の割合でございますが、第2回会議の意見を踏まえまして、国の統計を算出根拠として見直しを行っております。

次に、No. 7及び8は、答申案の63ページ及び64ページとなります。こちらも第2回会議の目標値について全体に見直しをとのご意見を踏まえまして、見直ししたものです。

7の介護支援ボランティアの登録者数でございますが、今後の見込みを精査し、目標値を増加させております。

8の要介護・要支援申請時の年齢の目標値でございますが、3年間で1歳延ばす目標値に変更をしております。

次に、2ページをご覧ください。

こちらのNo. 9は、答申案の73ページとなります。通いの場・元気応援くらぶにつきまして、国の基本指針「計画において具体の記載又は作業を要する内容」に沿って表現を精査いたしました。

次に、No. 10は、答申案の77ページになります。こちらの10の1つ目は、各種協力事業者数でございますが、こちらも令和4年度の基準値及び今後の協力事業者数の見込みを見直したことにより、目標値を増加させております。

次に、10の2つ目につきましては、虐待通報先の認知度でございますが、こちらも第2回会議のご意見を踏まえまして、一般高齢者の5分の1に当たる20%を目標値といたしました。

次に、No. 11は、答申案の78ページになります。こちらは、認知症相談窓口の認知度の目標値となりますが、過去2回の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の千葉県内の上位自治体

を参考に、本市では、令和11年度までに50%を目指すこととし、目標値を中間値としたものでございます。

次に、No.12は、答申案の79ページになります。12の1つ目は、多分野に関わる課題を抱えた相談件数及び12の2つ目、個別支援以外での他分野の支援機関との連絡調整件数でございますが、こちらも目標値を増加させております。

次に、3ページをご覧ください。

3ページ、No.13は、答申案の86ページとなります。こちらは、孤立を生まない地域づくりの推進の内容につきまして見直しを行っております。孤立を生まない地域づくりの推進のためには、地域で行われている様々な集い、サロン、会食会などの活動のほか、いつでも気軽に相談できる体制の整備や地域全体で見守る体制の構築等が重要と考え、内容を見直しております。

次に、No.14及び15につきましては、答申案の103ページ及び104ページになります。こちらの指標は、素案で調整中となっていた目標値を今回記載させていただいております。

次に、No.16は、答申案113ページで、こちらにつきましても表現の見直しを行っております。

次に、4ページをご覧ください。

4ページにつきましては、No.17、答申案につきましては120ページになります。現状に合わせまして表現を見直しております。

次に、No.18は、答申案の120ページ及び121ページで、特養入所待機数の推移・特養入所待機者の状況は、他のサービスの記載に合わせてグラフ及び表を削除いたしました。

次に、No.19は、答申案123ページでございます。こちら松戸市の介護従事者数の状況についての推計は、調整中とさせていただいております。

次に、No.20は、答申案130ページとなります。こちらは、国の基本指針「計画において具体の記載又は作業を要する内容」に沿って追記をいたしました。

次に、No.21は、答申案の133ページからとなります。6章、介護保険サービスの見込量と保険料のページの冒頭にも追記をさせていただいておりますが、こちらの数字は、現在令和5年11月時点での数字を記載しております。今後、国の地域包括ケア見える化システムの改版や介護報酬の改定の影響等が予測され、変動することがありますので、ご承知おきください。

次に、No.22は、答申案136ページから149ページまでとなります。素案では、後日差し替

え予定とされていた部分に介護保険のサービス見込み量を追記いたしました。

以上で、資料1のご説明については以上となります。

なお、答申案の本文中の参照ページが入っていないものは、後日、巻末資料としてアンケート調査結果の概要を掲載する予定となっておりますので、ご了承いただければと思います。

続きまして、次に、第6章につきまして簡単にご説明いたします。

素案の133ページ以降となります。

こちら第6章は、介護保険料など市民の皆様の負担に直接的に関係する部分ですので、手続的なタイムリミットのぎりぎりまで数値については確認等を行う予定でございます。

計画策定年の通常で申し上げますと、介護報酬の改定に係る数値については、年末から年始にかけて国から示され、そのタイミングで給付費を固め、介護保険料を決定していくこととなります。今回は、これに加えまして国が決定していないことが多く、苦慮しているような状況でございます。

具体的には、利用者負担割合の2割、3割負担等の見直しを年内めどに決めるとしておりますが、まだ決まっていないことや、また、先月から急遽出てきたお話としまして、介護報酬改定時期を通常の前4月実施から6月実施に動かす可能性があるということや、加えて今回、国の経済対策で介護職員に月6,000円程度支給するというようなことが決まったことなど、これらのこととなります。こちらは、これらのことによりまして、数値の見直しがあるという前提でのご説明となります。

まず、136ページからの被保険者数等でございますが、先ほど第2章でもご説明させていただいたとおり、国の地域包括ケア見える化システム等の改版により、差し替えが生じる可能性がございます。

次に、138ページからの利用者数や給付費等でございますが、これまでご説明をさせていただいた施設整備等の考え方や、これまでのサービス利用実績等をベースに現時点での要介護認定者推計を基礎として算出したものとなります。

次に、150ページからは、介護保険料の関係となります。

こちらは、153ページを見ていただければと思います。

153ページに、第8期の現在は介護保険料5,600円が基準額となっております。このページに記載はございませんが、第7期末の準備基金約25億8,000万円を投入して下げたもので、取り崩す前は6,155円ございました。

今期は、第7期末ほど準備基金残高がない見込みであることや、高齢化等によりサービス

利用者が増えることなどから介護保険料は上げざるを得ないと考えております。このことから、153ページにありますように、多段階設定にすることであったり、低所得者への配慮を考えております。

なお、保険料につきましては、パブリックコメントの対象外となっていることを申し添えます。

以上、簡単ではございますが、第6章の説明とさせていただきます。

議題の説明につきましては、以上となります。

会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関してご意見、ご質問いかがでしょうか。

では、〇〇委員よろしく申し上げます。

委員 1点質問なんですけれども、146ページの地域支援事業費の推計（年間）のところで、介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防ケアマネジメント費が令和6年度かなり上がっているんですけれども、これはこれでいいんですか。

事務局 ご質問ありがとうございます。

介護予防ケアマネジメント費に関しましては、ケアプランの作成数だけでなく、今後のケアマネジメントに必要な支援も含め、算出しております。以上です。

委員 ありがとうございます。

これぐらいの見込みで考えているということですね。ありがとうございます。

会長 委員に指摘されたその上部の数字を見ていると、通所型サービスCも一気に8倍ぐらいに増やすことになっていたり、普通はだんだん増えいくと思うんですが、一般介護予防事業評価事業のところは3分の2に減らされてというか、減って、その翌年2倍に増えるという、これ、コロナのせいでこうでしたというんだったらあれですけども、これから見込む段階でこれだけ凸凹というとなんかちょっとやっぱり違和感はありますが、これは何か根拠があって、このようなふうにとんと上がったり下がったりするのでしょうか。

事務局 まず、通所Cですとか訪問Cですとかここが、7倍に増えております。現在、短期集中予防サービス、いわゆるC型と言われているサービスについて、利用者が少ない状況で、頭数でいうとちょっと片手で数えていけるような、そういう状況に今現在なっているところがございます。

これがもうちょっとにここ力を入れていこうということで、今停滞しているところを以前の状態に戻していくという形を取りますと7倍程度と見込んでおりまして、サービスCのと

ころは何か間違いとかではなくて、積極的に増やしていく部分となっております。

一般介護予防事業評価事業につきましては、健康と暮らしの調査と介護予防の研究に係る部分なんですけれども、調査を毎年行っていたものを行う年、行わない年、分析に力を入れる年と、メリハリをつけた形で毎年計画を立てていくということで、若干出っ張り引っ込みが出ているというところが今分かる範囲で推計したものという状況でございます。

以上です。

会長 それなりに理由があるということです。

そのほかどうでしょうか。

委員 ○○です。

前回にお願いした各事業に対する目標値が少しずつ上がってはいる感じがするんですが、ただ例えば、77ページの指標があって、目標値があって、虐待通報先の認知度というのは、基準が令和5年では16.3%で令和6年、7年、8年は20%になっているんですが、ほかにも幾つか次のページにもあったりするんですが、これは6年度が20%、それとも最終的に20%ということなんでしょうか。間はなくで。前のときは矢印で書いてあったこともありましたけれども、そういう箇所が幾つかあるんですが、最終的にということでしょうか。真ん中は、途中で評価とかはしないというようなことでしょうか。

会長 各年度に数字が入っているところと、3年分まとめて1つの数字のところがあるけれども、どういうことかとのご質問ですが、いかがでしょうか。

事務局 高齢者支援課からお答えいたします。

こちらは、3年に1回行う市民アンケートの調査結果を用いておりますので、令和8年度、最終的にという目標値で置かせていただいております。

以上です。

会長 調査が3年に1回だからということだそうですね。

そのほかいかがでしょうか。

では、私からも1点、例えばですけれども、6番の収入のある仕事に就いている人の割合の目標値が算出根拠の見直しを行って26.8から27.1ということなんですけど、どういう数字ではなくてこういう数字を使うことにしたというのが書いていなくても、3年後の担当の方は分かるんだろうかという。国の健康日本21の策定委員会のほう全てに関わらせていただいたんですが、そこには、この調査のこの指標を使うというのが全部すごく具体的に書いてあって、誰が見ても分かるような指標になっていたなとちょっと思い起こしまして、いろんな出

し方がちょっとあるので、その辺書かなくても、どこかに何かしら記録を残しているということなんでしょうか。

事務局 高齢者支援課です。

書きますとかなり細かくなってしまいますので、内部で記録を取って引き継ぐようにはしております。簡単にご説明したほうがよろしいですか。

会長 参考までに。

事務局 前の会議で会長から、国の統計では、65歳から69歳の男性で6割が就労しているというお話を伺いましたので、国のほうの統計を根拠にしようということになりまして、総務省の労働力調査の数値を基に、令和4年度の就労率が国で25.2%でしたので、そこから上昇分をコロナ禍以前の3年分、平成29年度から令和元年度までの分を加えて、本市の目標としたというものです。

ですので、3年後にはもう一度、総務省の統計調査と本市のアンケート調査を見比べて成果をはかるということになるかと思えます。

以上です。

会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

〇〇委員、お願いいたします。

委員 第5章の計画の柱の3、113ページのところなんですけれども、介護支援専門員の負担軽減による雇用改善、離職防止及び定着支援に資する施策を関係機関と連携しながら検討していきますという形でしっかり明記していただきまして、ありがとうございます。

当協議会としても、松戸市でやっぱりケアマネ難民を出さないという、そういったための取組というところで一生懸命取り組んでいきたいと思えますので、これからもどうぞよろしくお願いいたします。

11月6日の介護給付費分科会で、次期改定の居宅介護支援というところでの論点と対応案というものが示されました。その中でいろいろあったんですけれども、通減制を40件から45件に増やすとか、事務員を配置していれば50件まで引き上げるとか、そういったものが対応案として出されていました。

松戸市は、2025年が大体1,700人ぐらい認定者が増えるという推計がある中で、今、居宅のケアマネが大体400人ぐらい。そのケアマネが、1人5件プランを増やせば、単純計算で2,000プランは確保できるよねというふうな計算は立つんですけれども、そんな簡単には絶

対いかないだろうなというふうに思っています。

実際、ここにもありますけれども、アンケート調査の中でやっぱりケアマネジャーの負担というところでは、ケアマネ業務以外の業務に割かれる時間だったりとか、対応というところが大変だということが書かれていますけれども、そこが改善されない中でプランを増やすとなった場合には、さらに負担が増すというのはもう当たり前のことであって、なかなかそういう状況というのは幾ら逡減制が引き上げられたとしても、そのプランまで持っていくというのは、かなり難しいのではないかなと思っています。

仮にそれを増やしたとして、それに伴って報酬が増えて、ケアマネの給料が上がったとしてもしなかったとしても、それはあくまでも業務に対する対価であって、これは処遇改善にはならないわけなんですよねというところがまずあるかなというふうに思います。

前回会議でも、ケアマネの高齢化というお話はしましたけれども、プラン数を抑えて減らして細く長くやっていこうというふうなケアマネはやっぱり多いわけなんですよね。そうすると、今回、国から出された要はケアマネを増やすということじゃなくて、今いるケアマネでプランを何とかしていこうという方向性は、あんまり期待ができるものじゃないんじゃないかというふうに思っています。

予防プランに関しましても、2分の1でなくて3分の1のカウントをしますとか、そういうものについても、3分の1にしたから、みんないっぱい持つようにとかそんなことはやっぱりない。やっぱり報酬、予防の報酬が少ないというところの根本が改善されなければ、予防のプランを受けるケアマネだって増えていかないだろうということが予測されることです。

これは、まだ確定ではないのでということではあるんですけども、そういう方向性が出たということの中で、何が言いたいかということ、あまりこの部分に期待せずに、今後もケアマネをしっかり確保していくために、どうしていくかということと一緒に取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

会長 ありがとうございます。

事務局から何かありますか。

では、ご意見ということで、事務局に受け止めていただいてということになります。

それでは、そのほかご質問、ご意見いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

オンラインで参加されている〇〇委員からご発言があるそうです。

では、お願いいたします。

委員 先ほどもご質問があったところですが、第6章を見ますと、給付と推進事業それぞれについて、第9期でどれぐらいの人数、費用で進めていくのかというのを確認することができます。全体として見れば、高齢者・認定者が増えていくところに合わせて少しずつ伸ばしていくような、各サービスもそういう見込みをされているんじゃないかなというふうに思います。

特に今回の松戸市の施策の大きなところでいうと、小規模多機能とか看護小規模多機能をどんと増やすというがあるので、そこも反映されているかなというふうに思ったんですけども、そこでご質問なんですけど、先ほどご指摘があったように、金額を大きく変えているところについては、その該当ページを見ると、何を換えようとしているのかが分かったほうがいいんじゃないかというふうに思います。

先ほどサービスCを増やしていくというのがありましたけれども、147ページで見ると、包括的支援事業のうち、地域包括支援センターの運営費をかなり増やすようですね。これも何をするので増やしていくのか。一方で、認知症初期集中は、これは半分ぐらいに減らすんでしょうか。あるいは認知症サポーターの活動促進は、これは今年度から倍ぐらいに増やしたということなんですか。

このあたりの恐らく第9期の目玉となるような大きく金額が動いているようなところは、もう少し書き込んだらいいんじゃないかというふうに思いました。

以上です。

会長 では、事務局いかがでしょうか。

事務局 高齢者支援課でございます。

答申案ということなんですけれども、この後ご説明させていただくかと思いますが、この答申の後に若干手を入れるときに、会長と相談させていただきながら整えていくという形を取りたいと思いますので、会長に一度ご確認をいただくような形で最終的にまとめていければと考えております。

会長 では、この大きく動くところについては追加記載をするという方向でよいということになるんでしょうか。

事務局 はい。では、特徴のあるところ、できる限りという形になりますけれども、会長と直していければと考えております。

会長 ありがとうございます。

〇〇委員、それでよろしいでしょうか。

委員 はい。ありがとうございます。

今回売りになる部分だと思いますので、よろしく願いいたします。

会長 そのほかいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

オンラインで参加の先生方もよろしいでしょうか。

では、意見、質問出尽くしたということで、よろしいでしょうか。

では、資料の2でご審議いただきました「いきいき安心プランⅧまつど」（答申案）を次期計画の答申としてよろしいか、委員の皆様にお諮りしたいと思います。

本日いただいた意見を踏まえ、必要な修正を加え、私と事務局で協議し確認した上で、修正後の文章を答申として市長に提出することをご了承いただけますでしょうか。

（「異議なし」）

会長 ありがとうございます。

それでは、3番の議題「いきいき安心プランⅧまつど」（答申案）が承認されました。

◎その他

会長 それでは、次第の4、その他に移ります。

事務局からお願いいたします。

事務局 それでは、4、その他についてご説明いたします。

資料3、令和5年度スケジュールをご覧ください。

本日の会議でご協議いただきました答申案につきまして、先ほど会長からお話がありました。本日いただいたご意見を踏まえ、修正につきましては会長一任とさせていただき、事務局と協議いたしまして修正した上で、修正後の文章を答申として市長に提出させていただきます。その際に、本日いただきました答申案に、巻末資料としてアンケート調査結果の概要等を加えさせていただきます。

市長への答申提出後、12月に市議会へ説明を行い、1月上旬から2月上旬にかけてパブリックコメントを実施し、市民のご意見を踏まえ、計画の最終案を作成いたします。

なお、計画の最終案につきましては、2月頃に委員の皆様にご送付させていただく予定です。

さらに、令和6年3月上旬の市議会への説明を経て、最終的に確定した計画書を委員の皆様にご送付させていただきます。

以上、今後のスケジュールのご説明といたします。

会長 今のスケジュールの説明につきまして、よろしいでしょうか。

それでは、これで本日の議事は終了いたしましたので、進行を事務局にお返しします。

事務局 会長、ありがとうございました。

◎閉 会

事務局 以上をもちまして令和5年度第3回松戸市高齢者保健福祉推進会議を終了いたします。

ご連絡や資料の送付、会議の進行等につき至らぬ点等もあったかと存じますが、この場を借りておわび申し上げます。

委員の皆様におかれましては、3年の長きにわたりご審議いただきましたこと、事務局一同、心よりお礼申し上げます。

本日はありがとうございました。

閉会 午後 3時 45分